

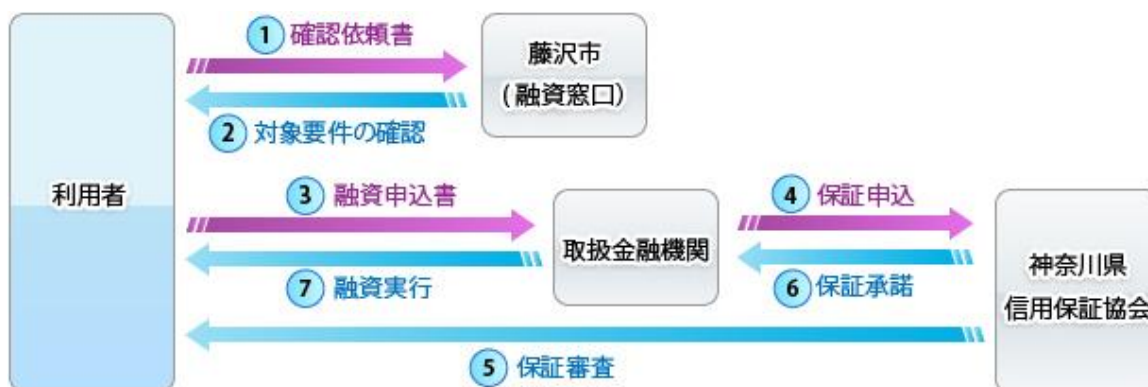
■藤沢市中小企業制度融資申込について



融資利用までの流れ

⚠ 財団の窓口で融資制度のお申し込み後に、藤沢市で審査があります。

融資実行直前のお申し込みは、申請に問題があったときに、補助が受けられない場合や融資取り消しとなる場合があります。下記のステップの順に手続きしてください。



STEP 1:金融機関に相談する

- 藤沢市内の取扱金融機関に「市の融資制度を利用したい」と相談。利用する資金の種類や金額を決める。
- 金融機関で「藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書」を受け取る。

STEP 2:書類を記入・準備する

- 「要件確認依頼書」の太枠内のみ記入・捺印(※日付は記入しない)。
- 利用する融資制度の必要書類をすべてそろえる。
👉 必要書類一覧は右の二次元コードをご覧ください。



STEP 3:湘南産業振興財団で提出、確認

- **申請者本人または代理人(委任状 2 部必要)**が財団の窓口へ。
- 要件確認依頼書と利用する資金の必要書類を提出し、申込先の金融機関・支店名を伝える。
- 財団が書類の内容を確認し、金融機関に提出する融資申込書を発行する。
- 🔴 書類がそろっていないなど不備がある場合は、納税確認後でも窓口で受付できない場合があります。

STEP 4:納税課で納税確認(STEP3 と同日中に！)

- 3.と同日に藤沢市役所 4 階【納税課】で、要件確認依頼書(融資申込書)を提出。
- **「納税確認印」**をもらう(滞納があると受付不可)。
- ✅ 市外の方、開業前で納税していない方も必ず納税確認をしてください。
- 🔴 STEP 3 と 4 は順番が前後しても OK ですが、必ず同日に行ってください。
- 👉 こののち、湘南産業振興財団が確認済みの申請書類を藤沢市に提出、市の審査があります。

STEP 5:金融機関へ書類提出

- 湘南産業振興財団と納税課で確認済の「要件確認依頼書」を金融機関に提出。

STEP 6: 審査・融資実行

- 金融機関と神奈川県信用保証協会による審査。
- 審査通過後、融資が実行されます。
- ✦ 金融機関または信用保証協会による審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

⚠ 注意事項(重要ポイントまとめ)

- ① 手続きはすべて同じ日に完了させる必要があります(納税確認と財団提出)。
- ④ 確認依頼書の日付は記入しないでください(記入は申請日に行います)。
- 📄 すでに同じ制度を利用している場合は「返済予定表」の提出が必要。
- 🚫 税金の滞納がある場合、申請できません。
- ✉ 郵送での手続きはできません。(納税確認と書類提出が同日必須のため)。
- 🕒 融資申込書には期限があります。期限内に金融機関にお申し込みいただき、融資の手続きを進めてください。

🏢 融資窓口

(公財)湘南産業振興財団 融資担当 ☎ 0466-21-3813

平日 午前 9:00~11:30 午後 13:00~16:30 (土日祝、年末年始はお休みです)

【お願い】認定書類の確認に時間を要するため、受付時間を厳守頂きますようお願い申し上げます。

ご利用について

- 各資金の貸付限度額まで利用されている方は、同資金での利用はできません。
- 返済途中で残額がある方は、各資金の貸付限度額から申込時点での残額を差し引いた金額までの申込ができます。その際、必ず現在ご利用中の融資(同じ資金)の直近の返済日が記載されている返済予定表をご持参ください。他行のものでも必ずご提出ください。申請時に必ず残額の確認をしなければ受付できないため、**返済予定表をお忘れになると、融資申込書の発行ができません。**
- 書類がそろっていないなど不備がある場合は、納税確認後でも窓口で受付できない場合があります。
- 申請の書類は各融資制度の「必要書類」の項目をすべてご確認の上で準備してください。
- ご不明の点は、湘南産業振興財団にお問い合わせください。

藤沢市中小企業融資制度をご利用できない場合、もしくは取り消す場合

次のいずれかに該当する方は、藤沢市中小企業制度を利用できない、もしくは、その利用を取り消す場合があります。

1. 藤沢市税(延滞金を含む)を滞納している方
2. 金融機関から取引停止を受けている方
3. 金融機関等から融資を受け、その返済を延滞している方

4. 返済能力がないと認められる方
5. 融資制度を不正に利用した方
6. 保証協会が代位弁済している方及びその保証人となっている方
7. 融資申込内容を無断で変更した場合(※利用資金、資金使途、利用資金の増額等)
※設備資金の場合、融資実行前に当該設備の売買契約、発注等をした方
※なんらかの事情がある場合、申請前に湘南産業振興財団までご相談ください。
8. その他市長が不相当とする場合

対象外となる資金使途

藤沢市中小企業融資制度は、次の資金使途では、利用することができません。

1. 開業のための資金(「創業支援資金」を除く)
2. 借換のための資金(借換資金と景気対策特別資金のうち市制度からの借換を除く)
3. 事業の用に供さない土地購入資金
4. 出資金及びこれに類する資金
5. 投機的資金
6. 転貸資金(事業協同組合育成資金における組合員への転貸を除く)
7. 生活資金
8. 住宅資金
9. しゃし遊興資金
10. その他市長が不相当とする資金

※金融機関または保証協会による審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

有効期限について

- 融資申込書の有効期限は、申請日から1か月以内です。期限内に金融機関に融資の申し込みをしてください。有効期限を超えて、制度を利用した融資を希望される場合は、再度申し込みが必要です。
- 金融機関受付日から3か月以内に融資が実行されない場合は、再度申し込みが必要になります。
- 金融機関は、融資実行後14日以内に、(公財)湘南産業振興財団に融資報告書を提出してください。



次の金融機関市内各支店へお申込みください。(一部市外の支店も含まれます)

◆横浜銀行

★法人・個人事業主の融資のご相談は[ビジネスローンプラザ](#)にお問い合わせください。各支店では受付をしていません。

藤沢中央支店（藤沢支店内） 藤沢支店 片瀬支店 鶴沼支店 辻堂支店 長後支店 善行支店（藤沢支店内）

湘南シークロス支店 湘南ライフタウン支店 湘南台支店 茅ヶ崎支店

◆神奈川銀行

藤沢支店 辻堂支店 六会支店 茅ヶ崎支店

◆スルガ銀行

藤沢支店 辻堂支店 湘南台支店 湘南ライフタウン支店

◆静岡銀行

藤沢支店 辻堂支店 湘南台支店

◆静岡中央銀行

善行支店

◆みずほ銀行

藤沢支店（湘南台支店 辻堂支店）

※湘南台支店、辻堂支店は法人、個人事業主の窓口での受付を停止しています

◆三菱UFJ銀行

藤沢支店 南藤沢支店（藤沢支店内） 湘南台支店（藤沢支店内）

◆きらぼし銀行

藤沢支店 湘南台支店（藤沢支店内）

◆横浜信用金庫

湘南台支店 大船法人支店

◆かながわ信用金庫

藤沢営業部 片瀬支店 辻堂支店 長後支店 本町支店 鶴沼支店 善行支店 村岡支店 六会支店 湘南ライフタウン支店

羽鳥支店 綾瀬支店

◆湘南信用金庫

藤沢支店 小和田支店 寒川支店 深沢支店 腰越支店（深沢支店内）

◆城南信用金庫

湘南台支店

お申込み・お問い合わせ

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

〒251-0052 藤沢市藤沢 607-1 藤沢商工会館ミナパーク 2 階

TEL0466-21-3813(直通) FAX0466-24-4500

受付時間 9:00~11:30 / 13:00~16:30 (土日祝、年末年始休)

書類作成・審査等のお時間が必要となりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

